

意見書案第25号

京浜臨海部における総合特区制度の法案整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年10月1日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 大島明

〃 岩崎善幸

京浜臨海部における総合特区制度の法案整備を求める意見書

本年6月に閣議決定した新成長戦略に基づき、国では総合特区制度の創設を予定している。

この制度では、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の選択と集中の観点を最大限生かし、規制の特例措置や、税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施することとしている。

この制度については、自治体等から新たな提案を募集するなど、地域に立脚した制度設計が進められており、今後、関連法案等の整備もされる予定である。

これに対し、本市は、国際拠点空港化される羽田空港に近接する殿町3丁目地区を中心に、京浜臨海部の産業の集積や都市・交通基盤の強みを生かし、我が国の成長をけん引するライフサイエンスと環境分野における世界最高水準の研究開発拠点の形成を目指した提案を、神奈川県及び横浜市との共同提案として提出したところである。

よって、国におかれては、本市と神奈川県及び横浜市が共同で提案した内容を踏まえ、制度設計を進めるとともに、総合特区制度を創設するための関連法案を速やかに成立させるため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　　あて

総務大臣

地域活性化担当大臣